

議会基本問題調査特別委員会（第14回）

日 時 平成29年3月21日（火）

9：30～9：40

場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 なし

書 記 佐伯主事、岩崎事務局長

○坪倉委員長 おはようございます。ただいまから第14回議会基本問題調査特別委員会を開会いたします。平成27年7月の第1回の委員会からこれまで13回の委員会を重ねて、議会の基本的な事項について調査検討を進めて参りました。本日、この委員会として最後の委員会になろうかと思っておりますけれども、これまでの委員会のまとめを行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。なおこの委員会をこの本会議場とするのは初めてであります。議会基本問題の中でも議論した経過がありますけれども、議会の公開の中でテレビ中継、放送についての取り組みを進めてきましたけれども、その中で議会の放送システムの改修なども今後進められることになっておりますが、その改修後の放送設備としてこの本会議場での常任委員会、特別委員会の開会を見込んでおります。そういうことから本日の委員会は本会議場での初めての開催ということで、若干不慣れな面もあろうかと思っておりますけれどもご協力をよろしくお願ひします。なお発言の際には本会議と同様、発言要求ボタンを押して挙手した上で起立の上発言をお願いいたします。それでは日程に従いまして、委員会の調査報告書のまとめについて協議をして参りたいと思っております。タブレットの方につけておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。24日の最終本会議でこの特別委員会としての調査報告をいたしたいと思っております。つきましては、この報告書について案を掲載しておりますのでご覧をいただきたいと思っておりますが、朗読をいたしますのでご確認をいただきたいと思っております。「平成27年6月26日に設置された本委員会は、議会の活性化と権能の充実向上など議会の基本的な事項について14回にわたり委員会を開催して、調査、検討して参りました。その成果として、以下のことについて条例、規則の改正や議員定数の改定などをしました。1. 議会基本条例のうち、議員報酬に関する条項について議員報酬を

改定しようとする場合、鳥取県西部地区特別職等報酬審議会の答申を尊重しなければならないとする条項を追加し、議員報酬改定過程をより公平なものにすることとしました。2. 議会だよりはこれまで特別委員会を設置してその編集発行をしてきたものを、常設の委員会としてその任務に当たることとし、委員会条例を改正し別表に議会広報常任委員会を追加し、議会だよりの編集、発行に関する事項を所管することとしました。3. 女性の議会参画推進に鑑み、会議規則を改正し議員が欠席する際の欠席理由に議員の出産を追加しました。4. 議長、副議長の選出の過程を明らかにし、公平・公正・透明な議会運営に資するため、会議規則を改正し議長、副議長を志願する者の本会議での所信表明の機会を設けることを規定しました。5. 議員定数のあり方については、町民との意見交換会や議会に関するアンケートの実施、外部講師を招聘しての勉強会をするなど慎重に検討しました。その結果、多様な意見を町政に反映させる必要があるなどの意見もあるなか採決の結果、町の人口が減少していること、アンケートの集計で定数を減らすべきとの意見が多かったことなどの理由により議員定数を現行の12人から2人減じて10人にするとの結論に至りました。このほか、町民の皆様からいただいた意見や質問に応えるための協議や議案審議の充実などについても精力的に調査検討しました。今後引き続き議会の活性化および使命達成のための取り組みについて不断の努力をすることを互いに確認して今期定例会をもって、本委員会は調査を終了することといたしました。以上」です。このように私の方でまとめてみましたが、皆さんから意見などありましたらお願いをしたいと思います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長　ありませんか。それではこのような報告書を持って最終日に報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。次にその他としておりますけども、タブレットの次のページをご覧くださいと思います。定例会最終日の本会議で議会議員定数条例の一部改正についての発議をいたしたいと思いますので、確認をしていただきたいと思います。改正する部分は条例本文でありますけども、「議会の議員の定数は、地方自治法第91条第1項の規定により、10名とする」と現在12名とするところを10名とするというふうに変えるものであります。附則といたしまして「この条例は、公布の日から施行し、この条例における改正後の日南町議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される日南町議会議員の一般選挙から適用する」ということで、次期一般選挙から適応にするということで提案

をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長　それでは、以上で本日の委員会に予定しました調査協議事項は以上でありますけども、この際皆様から何か発言がありますでしょうか。10番、久代委員。

○久代委員　最終日に議員定数の条例を特別委員会の委員長から提案されるということですが、当然私は特別委員会の中で反対した立場から討論しようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。反対の討論。

○坪倉委員長　これについては他の発議、議案と同様に本会議の手順に従って議事が進められると思っておりますので、発言をお願いしたいと思います。他にありませんか。それでは以上をもって特別委員会を終了いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長　そうしますと、最後に委員長からお礼のご挨拶を申し上げたいと思います。開会するときにも申し上げましたけれども、平成27年6月の定例議会において設置されました本特別委員会を本日まで進めて参りました。この間私の至らぬ点多々ありまして、皆様にご迷惑をおかけいたしましたことと思っておりますけれども、皆様のご協力によりまして特別委員会のまとめができ、そして終了することができました。皆さまのご協力に対しまして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。以上をもって終了いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

委員長

副委員長